

ゼロカーボンシティ実現に向けた情報発信のためのコンテンツ作成・検証等委託業務 仕様書

I 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は「ゼロカーボンシティ実現に向けた情報発信のためのコンテンツ作成・検証等委託業務」（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。
- (3) 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が委託者を經由して委託者の承諾を得ることをいう。

3 受託者の業務

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 本業務の処理に関し、得た秘密について他に漏らさないこと。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。
- (4) 業務の実施に当たり、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。

4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

5 業務処理責任者等

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定めること。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、図書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

6 提出書類

- (1) 受託者は、契約後、所定の様式により関係書類を委託者に遅延なく提出しなければならない。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

7 着手

受託者は契約締結後すみやかに業務日程表を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

8 打合せ

- (1) 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たって、業務処理責任者と委託者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

9 業務の完了

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。
- (2) 検査に際しては、成果品その他関係資料を整えておくものとし、業務処理責任者を出席させるものとする。

10 その他

- (1) この業務に関して生じる問題点については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理する。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。
- (3) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 本業務の履行において使用する材料等は環境に配慮したものであること。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、第三者委託をすることができない。ただし、委託者が必要と認めたときはこの限りではない。
- (6) 本業務に係る著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は札幌市に帰属する。

II 業務内容

1 業務名

ゼロカーボンシティ実現に向けた情報発信のためのコンテンツ作成・検証等委託業務

2 業務目的・概要

札幌市では、市内から排出される温室効果ガスを 2050 年までに実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言し、本年3月に策定した「札幌市気候変動対策行動計画」では「ゼロカーボンシティ」の実現を見据えて、2030年には市域全体の温室効果ガス排出量を半減（2016年比55%削減）するという高い目標を掲げた。また、市民一人一人が気候変動問題への危機感を持ち、対策・取組の必要性を共有し、行動するため、本計画策定と併せて「気候非常事態宣言」を行った。

本市のゼロカーボンシティ実現に向けた動きを加速化してくためには、市民や事業者一人ひとりの行動が重要であり、これらの人々が様々な場面で気候変動にかかる情報に触れ、正しく理解することで、気候変動に対する危機意識が醸成され、さらには気候変動対策に率先して取り組んでいくよう行動変容を促進する必要がある。

本業務は、上記の行動変容を促進するため、本市公式ホームページや各種ウェブページ等において、本市が情報発信を行う際のコンテンツ作成及び情報の掲載を実施し、その啓発効果の検証を行う業務である。

3 業務内容

(1) デジタルコンテンツの作成

本市公式ホームページ等で活用できる以下の画像・動画を作成すること。動画については、イラスト・アニメーションを主としたもので、静止画の組み合わせによるエフェクト動画ではなく、実際に撮影したり、イラスト等を組み合わせたりして、動きのあるものを作成するなど、閲覧者を注目させ、かつ飽きさせない工夫を施すこと。（令和元年度に作成した『みらいを想う～Think Green～「環境首都・SAPPORO」を目指して』(<https://www.youtube.com/watch?v=Wflo70TuXic>)を参考とし、より質の高いものを目指すこと。）

また、画像については、動画との親和性も考慮したデザイン等となるよう工夫すること。

① 将来札幌市に起こりうる気候危機に関するイメージ画像

(異常気象による被害の画像等、4点程度)

※IPCC AR5のRCP(代表濃度経路シナリオ)8.5における将来予測を想定

※ただし、実被害による画像等を使用する、または参考とする際などは、被害者の心情に配慮する等、十分な検討を行うこと

② 本市の脱炭素に向けた取組(札幌市気候変動対策行動計画における主な取組等)のイメージ画像(60点程度)

③市民・事業者へ具体的な行動を訴求するためのメッセージ画像

(省エネ家電への買換えを訴求する等、6点程度)

④市民・事業者への危機意識の醸成や、具体的な行動を訴求するための動画(15秒程度を5点)

①～③の画像については、3案以上のデザインを提出の上、委託者の承認を得た上で作成を行うこととし、具体的なデザインの内容については、委託者と協議の上、決定することとする。画像サイズは横700px×縦800pxまで、容量は5MB未満のPNGファイルとし、併せて、aiファイルも納品すること。

また、③の画像については、ナッジ(行動経済学)を取り入れたものとし、再エネ電気への切り替え、LED照明への交換、省エネ住宅の3テーマについて、下記(2)のウェブバナーにおいてA/Bテストを実施するため、異なる2パターン以上のものを作成すること。例えば、省エネ住宅に関し、金銭面のメリット訴求及び健康面のメリット訴求の2パターンを作成する等、1つのテーマに対し2つ以上のアプローチによる訴求パターンのもを作成し、計6点以上とすること。訴求対象については、取り上げるテーマを勘案し、委託者と協議すること。

④の動画については、3案以上の絵コンテを提出の上、委託者の承認を得た上で作成を行うこととし、具体的な動画の内容については、委託者と協議の上、決定することとする。納品するファイル形式は、mp4とする。

(2) ウェブバナー広告の実施

上記(1)④の画像を活用し、ウェブバナー広告(Googleディスプレイネットワーク(GDN)、Yahooディスプレイ広告(YDA)、Facebook・Instagram広告、twitter広告等)に掲出すること。掲出期間は2か月(60日間)とし、期間内の合計クリック数が5万回以上となるよう、委託者と協議の上、効率的な運用・調整を行うこと。また、概ね2週間ごとに男女や年代等の属性別のクリック数等の集計レポートを、集計毎に提出し、委託者の指示により、ターゲットや掲出先等を見直すこと。なお、掲出する画像については、適当なりサイズを行う等の必要な調整を行い、委託者の指示により、簡易なデザインの修正等も適宜行うこと。

また、当該ウェブバナーのクリック数やコンバージョン率等、媒体ごとの情報を集計し、普及啓発の効果について検証すること。なお、バナーをクリック等した遷移先(ランディングページ、LP)については、本市公式ホームページ内で、上記(1)で作成したコンテンツを盛り込んだページを委託者にて用意する。

(3) 本市公式ホームページのレイアウト・デザイン案作成

本市公式ホームページの「環境保全」のページ及びその下位階層のページ(<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/index.html> 及び~/kankyo/〇〇.html と続くページ)について、本市のゼロカーボンシティの実現に向けた取組の紹介や、気候変動に係る危機意識の醸成、行動変容の促進のためのわかりやすい情報発信を行うための再構成を行うため、本市と協議のうえ階層の検討を行い、現存のページの再構成のほか、新規ページの作成について検討すること。また、新規ページのデザイン案を

作成すること（想定ページ数は、30 ページ程度）。なお、ページの作成は本市にて実施するが、デザインに当たっては以下のことに留意すること。

- ・本市ホームページのテンプレートにて作成できる範囲内とすること。
- ・上記(1)で作成したコンテンツを最大限活用すること。
- ・子どもたちが親しみを持って楽しみながら閲覧でき、また、目的の情報を容易に見つけやすいデザイン・レイアウトとすること。
- ・ある行動を行うと、CO₂ が〇トン削減される、電気の使用量が〇kWh 削減される、金額にして〇円の効果があるなど、数値を用いた影響や効果について、信頼性のあるデータ等を活用し、データを示すこと。また、年次更新が可能なように、そのデータの出典や改定のための計算方法を示したマニュアルを作成すること。
- ・デザインや配色に当たっては、札幌市が策定した「広報に関する色のガイドライン」(<http://www.city.sapporo.jp/koho/color/>) を参照し、誰にとっても見やすく分かりやすい画面構成になるように設計にすること。
- ・各ページが検索エンジンを対象として、適切に検索結果の上位に表示されるよう、SEO 対策を行うこと。

4 履行期間

契約の日から令和4年3月31日（木）まで

5 留意事項

(1) 業務の実施について

本事業の仕様書において定められた事項を実施する際には、必ず委託者との調整及び承認を受けてから実施するものとし、本承諾を得ずに実施した事項については、実施に係る責任や経費も含めて受託者で負担するものとする。

(2) 著作権等

本事業において制作した制作物の著作権等は札幌市に帰属する。また、制作物に関して使用した資料や素材等に著作権が含まれるものについては、その一切の使用許可も含めて制作すること。併せて、本業務に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

6 提出物

- (1) 業務実施報告書 2部
- (2) 報告書の電子データ（CD-R 等） 1式
- (3) その他担当が必要と認めるもの

7 納入・検査場所

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境政策課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 12階南側

8 業務担当者

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境政策課 富士本

TEL : 011-211-2877 FAX : 011-218-5108

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。